

熊本県警察山岳救助隊の設置に関する訓令

昭和45年11月1日

本部訓令第10号

【沿革】 昭和49年3月本部訓令第4号、50年3月第5号、56年5月第9号、平成7年2月第1号、15年11月本部訓令第14号改正

(目的)

第1条 この訓令は、熊本県警察山岳救助隊(以下「山岳救助隊」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び組織)

第2条 熊本県警察本部生活安全部地域課に山岳救助隊を置く。

2 山岳救助隊の組織は、別表のとおりとし、隊員は熊本県警察本部長(以下「本部長」という。)が任命する。

(任務)

第3条 山岳救助隊は、山岳遭難事故が発生した場合、遭難者の救出、救護及び遭難原因の調査等の活動(以下「救助活動」という。)に当たることを任務とする。

(専門技術者の委嘱)

第4条 本部長は、あらかじめ熊本県警察職員以外の者で、専門的な登山及び救助技術を有する者を別記様式の委嘱状により、委嘱しておくものとする。

2 前項の委嘱を受けた者(以下「山岳救助員」という。)は、本部長の要請に基づき、救助活動又は山岳救助隊の教養訓練に協力するものとする。

(指揮系統)

第5条 山岳救助隊に関する指揮系統は、警察署へ応援派遣された場合においては当該警察署長、その他の場合は本部地域課長とする。

(地域課長の責務)

第6条 本部地域課長は、救助活動の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 救助活動の体制の整備に関すること。
- (2) 山岳救助隊の教養訓練に関すること。
- (3) 救助活動に必要な装備資機材の整備に関すること。
- (4) 遭難事故防止対策に関すること。
- (5) 救助活動に関すること。

(応援要請及び救助活動)

第7条 遭難事故の発生地を管轄する警察署長は、山岳救助隊又は、装備資機材の援助を必要と認めた場合は、本部長に対し、応援要請を行うことができる。

2 本部長は、前項の要請を受けた場合は、本部地域課長に対して必要な援助を命じ、遭難の状況から山岳救助員の活動を必要と認めるときは、山岳救助員に対して応援出

動を要請するものとする。

附 則

この訓令は、昭和45年11月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月18日本部訓令甲第4号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月13日本部訓令甲第5号）

この訓令は、熊本県警察本部設置条例の一部を改正する条例（昭和50年熊本県条例第15号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和56年5月18日本部訓令甲第9号）

この訓令は、昭和56年5月18日から施行する。

附 則（平成7年2月14日本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成7年2月15日から施行する。

附 則（平成15年11月10日本部訓令第14号）

この訓令は、平成15年11月10日から施行する。

別表

熊 本 県 警 察 山 岳 救 助 隊 組 織 表

隊長	副隊長	第1分隊長	分隊員
隊長付	副隊長付	第2分隊長	分隊員